

「収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則」概要

1 改正の背景

収入証紙については、キャッシュレス化などの体制が整う手数料等から原則令和7年3月末までに利用を終了し、最終的に令和7年9月末までに販売を終え(収入証紙制度の廃止)、利用についても令和8年3月末に終了を予定しています。

そこで、令和7年4月以降、収入証紙の利用を終了する手数料等が増加し、不要となった収入証紙の還付が大幅に増えることが想定されることから、申請者の収入証紙の還付に関する手続きを簡便にするため、今回、収入証紙の還付に係る申請様式を改正するものです。

2 改正の概要

申請者が収入証紙を返還して本県から現金の還付を受ける際には、現金還付申請書(第8号様式)に併せて、申請者の振込口座を記載する口座振込申出書を別途提出することとしています。

そこで、申請者の負担軽減を目的に現金還付申請書(第8号様式)と口座振込申出書を統合するものです。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができます。

口座振込申出書

令和 年 月 日

神奈川県会計管理者 殿

申請者

① 郵便番号	〒	—
② 住 所		
③ 氏名又は 法人名等		
④ 代表者 役職 ※ ③が個人の場合、記載不要		
⑤ 代表者 氏名 ※ ③が個人の場合、記載不要		
⑥ 電話番号		

収入証紙の還付金を次の口座に振り込まれるよう申し出ます。

振込先口座

※ ゆうちょ銀行を指定する場合は、他の金融機関からの振込用の店番・口座番号を記載してください。
通帳に記載されている「記号・番号」ではありません。

金融機関名等	銀行 ・ 金庫 ・ 組合 ・ 農協												
	※金融機関名を記載いただき、あわせて該当するものにマルをしてください。												
支店名等													
	※支店名等をご記載ください。(ゆうちょ銀行除く)												
※ 店番 <small>(ゆうちょ銀行の場合記載)</small>													
	※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の3桁の店番を記載してください。												
預金種別	普通 ・ 当座												
	※該当するものにマルをしてください。 ※ゆうちょ銀行は、振込用の3桁の店番の末尾が「8」のものは「普通」、「9」のものは「当座」になります。												
口座番号 ※右詰め・7桁													
口座名義 (カタカナ) ※左上詰め30文字まで													
口座名義 (漢字)	※申請者と同じ口座名義を記載してください。法人の場合は、法人名義の口座としてください。 ※申請者と同じ名義以外の口座への還付はできません。												